

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和6年7月22日 11時30分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島西北西方沖 友ヶ島灯台から真方位315° 630m付近 (概位 北緯34° 17.2' 東経134° 59.5')
事故の概要	プレジャーボート優功丸は、航行中、冷却海水と排気ガスが通る主機排気管に破口を生じ、船倉が浸水した。
事故調査の経過	令和6年8月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 優功丸、3.3トン 252-13893大阪、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力147.10kW、回転数毎分2,500、6気筒、ボア105.0mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、昭和61年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機排気管に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣り場を移動しようとして航行していた。</p> <p>船長は、本船が航行中、ふだんと異なる船体の振動を感じて機関室及び船倉の点検を始めた。</p> <p>船長は、船倉内の冷却海水と排気ガスが通る合成樹脂製の主機排気管（以下「本件配管」という。）に破口が生じ、そこから海水が船倉内に漏えいして約15cm溜まっていることを認め、船倉内のバッテリーが水没するのを防ごうと主機を停止した。</p> <p>船長は、運航不能と判断し、知人の漁師に救助を依頼するとともに、本事故の発生を118番通報した。</p> <p>本船は、知人の漁船により大阪府岬町深日港にえい航された。</p> <p>船長は、令和3年11月ごろに本船を中古で購入後、主機の整備を整備業者に依頼して実施していたが、船倉内の本件配管を点検したことはなく、船齢の古い本船の購入前の本件配管の整備状況も知らなかったため、本件配管は長年使用されていて経年劣化により破口が生じたと思った。</p>
分析	本船は、本件配管に破口が生じたことから、冷却海水が漏えいして

	<p>船倉が浸水したものと考えられる。</p> <p>本件配管は、本船購入前の整備記録がなく、また、本船購入後も点検・整備されていなかったことから、経年劣化が進んでいたものと考えられる。</p> <p>船長は、令和3年11月ごろに本船を中古で購入して以降、主機の整備は実施していたが、本件配管について点検・整備したことはなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長が、本件配管を点検・整備していなかったため、本船が航行中、本件配管に経年劣化による破口が生じ、本件配管から冷却海水が漏れ出して船倉が浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機排気管について、定期的に目視や触手による点検を行い、経年劣化が認められる場合には交換すること。